

【別紙 1】

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号 による随意契約の発注見通し及び契約内容等

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づく随意契約の発注見通し及び契約内容等について、守口市契約規則第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり公表します。

担当課	契約の内容（契約名称）	契約締結予定日	契約の相手方氏名又は名称	契約の相手方の決定方法及び選定基準
廃棄物対策課	令和 7 年度ごみの分別と出し方、 収集日程表戸別配布業務及び ごみの排出手引き戸別配布業務委託	令和 6 年 12 月 20 日	公益社団法人 守口市シルバー人材センター 理事長 川部 政彦	地方自治施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定するシルバー人材センターであ り、本業務の履行が可能であること。